

令和 6 年度

整備主任者研修 法令研修
【全国共通教材】

目 次

《全国版》

1. 法令等

- (1) 規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減
～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～
(令和5年10月20日 国土交通省) 1
- (2) 道路運送車両法施行規則の一部改正
(令和6年4月30日 国土交通省) 4

2. 通達等

- (1) OBD検査プレ運用の実施について
(令和5年9月6日 国自整第104号) 7
- (2) 「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について
(令和5年9月27日 国自整第124号の2) 19
- (3) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について
(令和5年9月29日 国自安第75号の2、国自貨第83号の2、国自整第122号の2) 23
- (4) 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器
及びガス容器附属品再試験の取扱いについて
(令和5年11月30日 自検検第51号の2) 39
- (5) 指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について
(令和5年12月5日 国自整第165号の2) 42
- (6) 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の
管理に係る遵守事項及び留意事項について
(令和6年3月28日 国自整第267号の2) 48
- (7) OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について
(令和6年3月28日 国自整第268号の2) 50
- (8) OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について
(令和6年3月28日 国自基第221号の2、国自整第270号の2) 55
- (9) 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について
(令和6年3月28日 国自整第273号の2) 65
- (10) 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の
一部改正について
(令和6年3月28日 国自整第274号の2) 71
- (11) 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について
(令和6年3月28日 国自整第278号の2) 80

(12) 法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて (令和6年3月29日 国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号)……………	89
(13) 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について (令和6年3月29日 国自整第283号)……………	94
(14) 車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン (令和6年3月29日 国土交通省)……………	97
(15) 自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領の一部改訂について (令和6年4月19日 国自審第123号の3、国自整第14号の3)……………	106

《全国版》

1. 法令等

(1) 規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減

～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年10月20日

物流・自動車局審査・リコール課

車両基準・国際課

自動車整備課

規制を一元化し、燃料電池自動車等に関する負担を軽減

～自動車点検基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

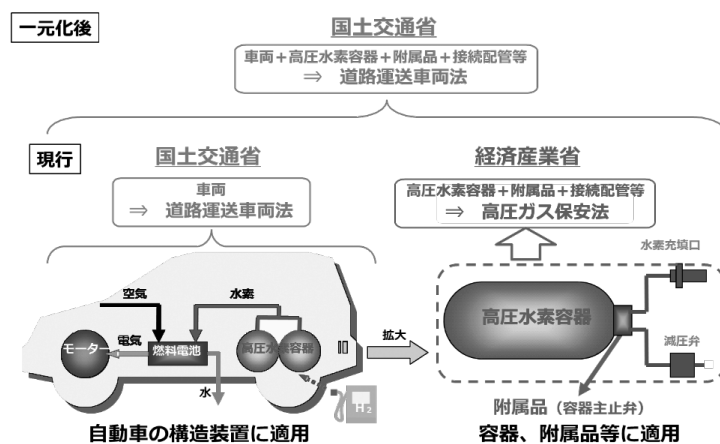
圧縮水素等を燃料とする燃料電池自動車等については、道路運送車両法と高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されているところ、ユーザーの手続の負担軽減等のために道路運送車両法に規制を一元化するための所要の法令等の改正を行います。

物流・自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されており、燃料電池自動車等については両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていることから、車両法に規制を一元化するため、令和4年6月に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が制定されました。これに伴い、車両法体系においても所要の法令等の改正を行います。

1. 主な改正の概要（詳細は別紙参照）

高圧法の高圧ガス容器・附属品に係る技術基準を車両法体系下において規定することにより、型式指定、新規検査又は継続検査等に際して高圧ガス容器・附属品の試験等を行うこととする。



2. 公布・施行

公布：令和5年（2023年）10月20日

施行：令和5年（2023年）12月21日（一部例外あり。詳細は別紙参照）

問い合わせ先

（型式指定について）物流・自動車局審査・リコール課：菊池、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42352）、03-5253-8594（直通）

（保安基準について）物流・自動車局車両基準・国際課：山村、奥山、藤澤

電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）

（検査等について）物流・自動車局自動車整備課：森山、本田

電話 03-5253-8111（内線 42413）、03-5253-8589（直通）

令和 5 年 10 月
物流・自動車局

自動車点検基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 について

1. 改正の背景

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）の二法令による規制が適用されている。

そのため、燃料電池自動車等に対しては両法令の規定に基づく検査が必要となる等、事業者及び利用者の双方に手続上の負担が生じていたことから、令和 3 年 4 月より「燃料電池自動車等の規制の在り方検討会」において検討がなされ、その最終報告書に基づき、車両法に基づく継続検査等によりその安全性を担保することができるガス容器（燃料タンク）及び附属品（自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。）に備えられたものに限る。以下これらを「ガス容器等」という。）については、高圧法の適用を除外するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が令和 4 年 6 月に公布されたところである。

上記を踏まえ、関係省令及び告示について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）及び自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①車両法第 48 条第 1 項の規定に基づく定期点検整備における点検項目として、ガス容器等に係る損傷の確認を追加する。
- ②車両法第 57 条の規定に基づき公表されている自動車の点検及び整備に関する手引において、①で追加する項目の点検の実施方法の例として、目視等による方法を規定する。

（2）装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、ガス容器等を追加する。
- ②車両法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装

置に、協定規則※第 110 号、第 134 号及び第 146 号に基づき認定されたガス容器等を追加する。

※「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に基づく規則

(3) 道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、ガス容器等の型式について指定を申請する者が、車両法第 3 章の規定に基づく保安基準（以下単に「保安基準」という。）への適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。

(4) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）の一部改正

保安基準について、継続検査時等に、高圧法体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）により担保される安全性と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等を規定するほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準（平成 19 年国土交通省告示第 857 号）の一部改正

継続検査等を申請する者は、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に対し、当該申請に係る自動車の備えるガス容器等が保安基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない旨を規定する。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 5 年 10 月 20 日

施 行：令和 5 年 12 月 21 日（2.（4）及び（6）の一部については公布の日）

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

35 令和 6 年 4 月 30 日 火曜日 官 報 (号外第 106 号)

農林水産省
国土交通省
○経済産業省令第二号
独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年四月三十日
農林水産大臣 坂本 哲志
国土交通大臣 高市 早苗
経済産業大臣臨時代理 国務大臣 坂本 哲志

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、令第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
(主務大臣)			(主務大臣)		
第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。			第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
成田用水施設改築事業	(略)	(略)	成田用水施設改築事業	(略)	(略)
群馬用水施設改築事業	群馬用水施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣及び国土交通大臣	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年四月三十日
国土交通大臣臨時代理 国務大臣 坂本 哲志

自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第一条 自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(揭示すべき事項等)	(揭示すべき事項)
第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行う日時について、公衆の見やすいように揭示するとともに、当該交付代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。	第六条 交付代行者は、事業場ごとに、自動車登録番号標を交付する業務を行なう日時を公衆の見やすいように揭示しなければならない。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
(自動車特定整備事業者の遵守事項) 第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。 イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合 ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合 二 十 (略) 2・3 (略)	
(港湾法施行規則の一部改正) 第三条 港湾法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十八号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
(船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示) 第三条の十 法第三十七条の十一 第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示するとともに、港湾管理者にあつては当該港湾管理者の、都道府県知事にあつては当該都道府県のウェブサイトに掲載により行うものとする。 2 (略)	(船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示) 第三条の十 法第三十七条の十一 第二項(法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による区域若しくは物件の指定又はその廃止の公示は、公報又は新聞紙に掲載するほか、当該指定又はその廃止に係る区域又はその周辺の見やすい場所に掲示して行うものとする。 2 (略)
(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正) 第四条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	改正前
(運賃及び料金等の実施等) 第四条 (略) 2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。 一 一般乗合旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトに掲載その他の適切な方法 イ 一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合 二 一般貸切旅客自動車運送事業者 次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトに掲載 イ 一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	(運賃及び料金等の実施等) 第四条 (略) 2 前項の規定による公示は、営業所において公衆に見やすいように<u>掲示して行うものとする。</u> (新設) (新設) (新設)

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第五条 小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（小型船造船業登録済証の揭示等） 第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証について、当該登録に係る事業場の見やすい場所に揭示するとともに、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該小型船造船業者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。 一 小型船造船業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 二 小型船造船業者が自ら管理するウェブサイト有していない場合 2 （略）	（小型船造船業登録済証の揭示等） 第二十一条 小型船造船業者は、小型船造船業登録済証を当該登録に係る事業場の見やすい場所に揭示しておくものとする。 （新設） 2 （略）

（マニシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 マニシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、

の一部を次のように改正する。
当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前																										
別記様式第二十六号（第八十一条関係） 標 識 <table><tr><td colspan="2">マニシヨン管理業者票</td></tr><tr><td>登録番号</td><td>国土交通大臣（ ）第 号</td></tr><tr><td>登録の有効期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>商号、名称又は氏名</td><td></td></tr><tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>電話番号（ ）</td></tr></table> 35cm以上 25cm以上	マニシヨン管理業者票		登録番号	国土交通大臣（ ）第 号	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	商号、名称又は氏名		代表者氏名		主たる事務所の所在地	電話番号（ ）	別記様式第二十六号（第八十一条関係） 標 識 <table><tr><td colspan="2">マニシヨン管理業者票</td></tr><tr><td>登録番号</td><td>国土交通大臣（ ）第 号</td></tr><tr><td>登録の有効期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>商号、名称又は氏名</td><td></td></tr><tr><td>代表者氏名</td><td></td></tr><tr><td>この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名</td><td></td></tr><tr><td>主たる事務所の所在地</td><td>電話番号（ ）</td></tr></table> 35cm以上 30cm以上	マニシヨン管理業者票		登録番号	国土交通大臣（ ）第 号	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	商号、名称又は氏名		代表者氏名		この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名		主たる事務所の所在地	電話番号（ ）
マニシヨン管理業者票																											
登録番号	国土交通大臣（ ）第 号																										
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																										
商号、名称又は氏名																											
代表者氏名																											
主たる事務所の所在地	電話番号（ ）																										
マニシヨン管理業者票																											
登録番号	国土交通大臣（ ）第 号																										
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																										
商号、名称又は氏名																											
代表者氏名																											
この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名																											
主たる事務所の所在地	電話番号（ ）																										

附 則

1 （施行期日）
この省令は、令和六年六月三十日から施行する。

2 （経過措置）
この省令の施行の際現にマニシヨン管理業者が掲げているこの省令による改正前のマニシヨン管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後のマニシヨン管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識とみなす。

2. 通達等

(1) OBD検査プレ運用の実施について

国自整第 104 号

令和 5 年 9 月 6 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

OBD 検査プレ運用の実施について

車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）については、令和 6 年 10 月から開始されますが、この新たな制度の円滑な導入のため、令和 5 年 10 月から下記のとおり OBD 検査プレ運用（以下「プレ運用」という。）を実施します。

貴会におかれましては、傘下会員に周知いただくとともに、特に令和 6 年 10 月の制度開始に対応するための指定自動車整備事業者（以下「指定工場」という。）による積極的なプレ運用への参加を促進していただくようお願いいたします。

記

1. プレ運用実施期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで※¹

※¹ プレ運用への参加はこの期間中の任意の期間（例えば、令和 6 年 1 月から等）で構いません。

2. プレ運用の目的

OBD 検査が開始されるまでの検査実施者等関係者の習熟期間

3. プレ運用における実施結果の取扱い

OBD 検査に係る法令は適用前であるため、検査の適否の判断には影響しない

4. 指定工場における実施事項

- ・ OBD 検査開始までに必要な準備の完了（別紙 1 参照）
- ・ 実際の車両を用いた OBD 検査及び OBD 確認※²の実施手順の習熟（別紙 2 参照）

※² OBD 確認については別紙 2 参照。

5. 自動車特定整備事業者（指定工場を除く。以下「認証工場」という。）における実施事項

- ・（独）自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会にて実施しているプレ運用への、持込検査時における協力（別紙 3 参照）
- ・ OBD 確認実施予定の認証工場にあっては、上記「4.」の各事項

OBID 検査開始までに必要な準備

☐ OBID 検査システムへの事業場・利用者登録をしてください。

☐ 特定 DTC 照会アプリをインストールしてください。

- ・ OBID 検査システムは(独)自動車技術総合機構が構築・運用している、主に整備事業者が OBID 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムで、以下の①～③を総称して「OBID 検査システム」と呼称しています。

①特定 DTC 照会アプリ

OBID 検査又は OBID 確認のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可能。

②利用者管理システム

アプリの利用者を登録・管理（事前のシステム利用申請が必要）

③OBID 検査結果参照システム

アプリを用いて実施した OBID 検査又は OBID 確認の結果を閲覧

- ・ OBID 検査システムを利用するために、事前にシステム利用申請（事業場 ID 申請）をしていただく必要があります。また、事業場 ID 登録後にクライアント証明書を使用する端末へインストールの上、システムにログインいただき、特定 DTC 照会アプリを利用する検査員（指定工場のみ）・工員を登録していただく必要があります。
- ・ OBID 検査又は OBID 確認を実施するためには、使用する端末に特定 DTC 照会アプリをインストールする必要があります。
- ・ OBID 検査システムの利用については、(独)自動車技術総合機構が開設している OBID 検査ポータル (<https://www.obd.naltec.go.jp/>) 及びポータルに掲載している操作マニュアル (<https://www.obd.naltec.go.jp/mainte/manual/#download-link>) を参照ください。

☐ 検査用スキャンツールを備えてください。

- ・ OBID 検査又は OBID 確認に使用する検査用スキャンツールは、「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成 7 年運輸省告示第 375 号）に適合するもの（いわゆる「認定検査用スキャンツール」）である必要があります。
- ・ 認定検査用スキャンツールについては、(一社)日本自動車機械工具協会のウェブサイト (<https://www.jasea.org/>) を参照ください。

実際の車両を用いたプレ運用期間中の実施項目

☐ OBD 検査対象車の確認 【指定工場、認証工場】

《実施事項》

- ・自動車検査証の備考欄の記載内容により OBD 検査対象車であるかどうかの確認をしてください。

(注意事項)

- ・以下のいずれかに該当する間は、車検証上に OBD 検査対象車の記載があっても OBD 検査は不要となります（アプリ上で検査不要である旨の判定がなされます）。
 - ①検査日が令和 6 年 9 月 30 日以前（輸入自動車は令和 7 年 9 月 30 日以前）
 - ②検査日が型式指定日から 2 年を経過していない
 - ③検査日が初度登録年月（軽自動車にあっては初度検査年月）の前月の末日から起算して 10 ヶ月を経過していない

☐ 「OBD 検査」と「OBD 確認」のいずれかのモードを選択 【指定工場、認証工場】

《実施事項》

- ・特定 DTC 照会アプリを起動し、まず、OBD 検査モード又は OBD 確認モードを選択します。
 - ※指定工場の検査員が法令に準拠して検査を実施する場合は、OBD 検査モードにて実施します。OBD 確認モードは、指定工場又は認証工場が、検査とは別に点検・整備のために適合性を確認する場合に使用します。
 - ※OBD 確認モードでは、アプリ上で検査不要である旨の表示が出る車両や OBD 検査対象車以外であっても適否の判定まで進むことができます（ただし、OBD 検査対象車以外の場合、判定対象は排出ガス関係装置に限り、また、製作から一定年数が経過している自動車等、判定ができないものもあります。）。

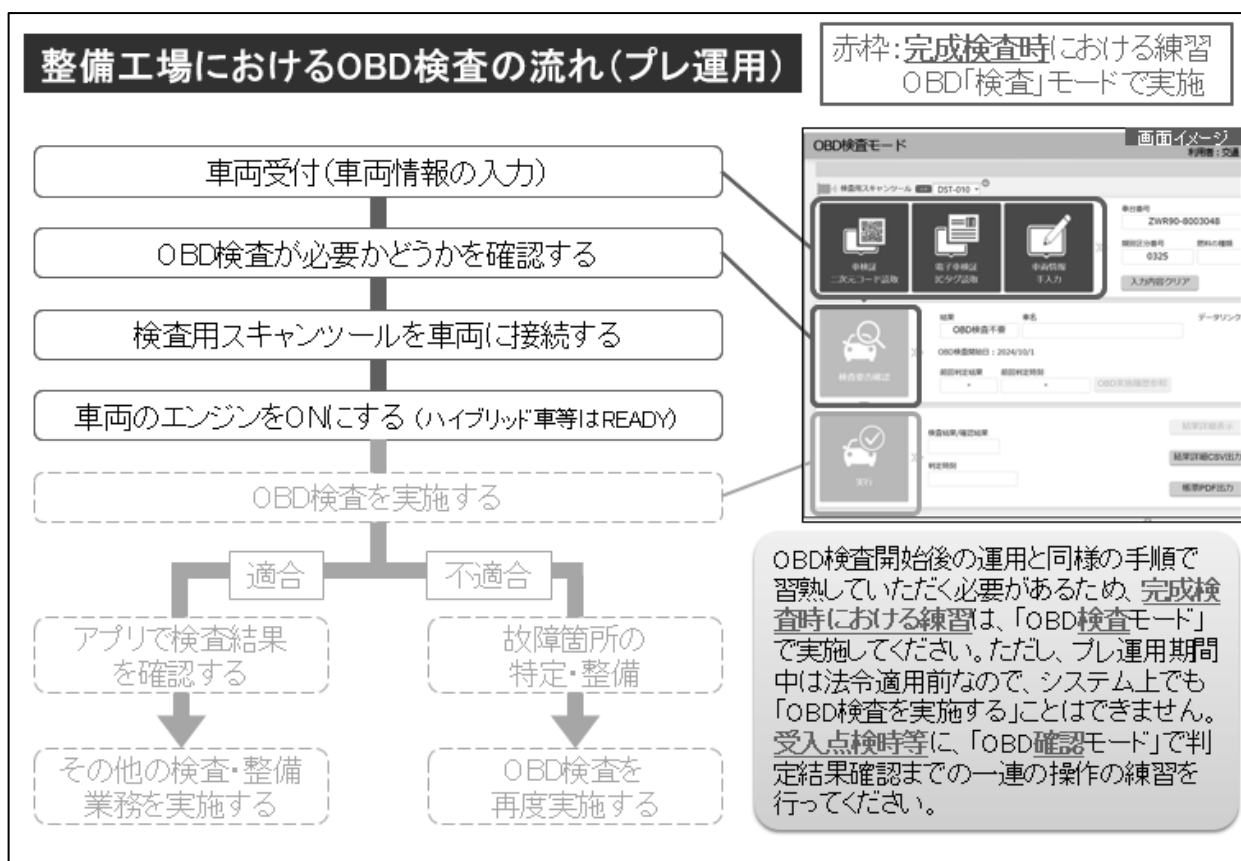
(注意事項（指定工場のみ）)

- ・プレ運用期間中であっても、完成検査においては、習熟の観点から OBD 検査開始後の運用と同様の手順で練習していただく必要があるため、OBD 検査モードで実施していただくこととなりますが、プレ運用期間中は必ず上記の①に該当する（保安基準適用前である）ため、OBD 検査モードでは適否の判定まで進むことはありません。特定 DTC 照会アプリの操作方法の習熟のために、完成検査とは別の機会において、OBD 確認を実施してください。

□ 完成検査における一工程としての「OBD 検査」実施の習熟 【指定工場】

《実施事項》

- ・以下の手順で OBD 検査を実施してください。
 - 「OBD 検査」モードを選択
 - 特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力（車検証二次元コード読取、電子車検証 IC タグ読取又は車両情報の手入力）
 - 特定 DTC 照会アプリの「検査要否確認」ボタンを押下し、応答を確認。
 - ※OBD 検査の適用前であるため、「OBD 検査不要」である旨の応答となるが、習熟のため、以下の手順を実施。
 - 車両について、原動機が停止かつ電源がオフの状態であることを確認
 - データリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続
 - 原動機を始動（電気自動車又はハイブリッド自動車にあつてはパワースイッチを操作し、走行可能状態（READY の状態）とする）
 - ※特定 DTC 照会アプリの「実行」ボタンの押下はできないため、ここでは省略。
 - 原動機を停止し、かつ電源がオフの状態データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取り外す



整備工場における OBD 検査の流れ（プレ運用・OBD「検査」モード）

□ 「OBD 確認」を実施し、判定結果の確認までの一連の操作の習熟

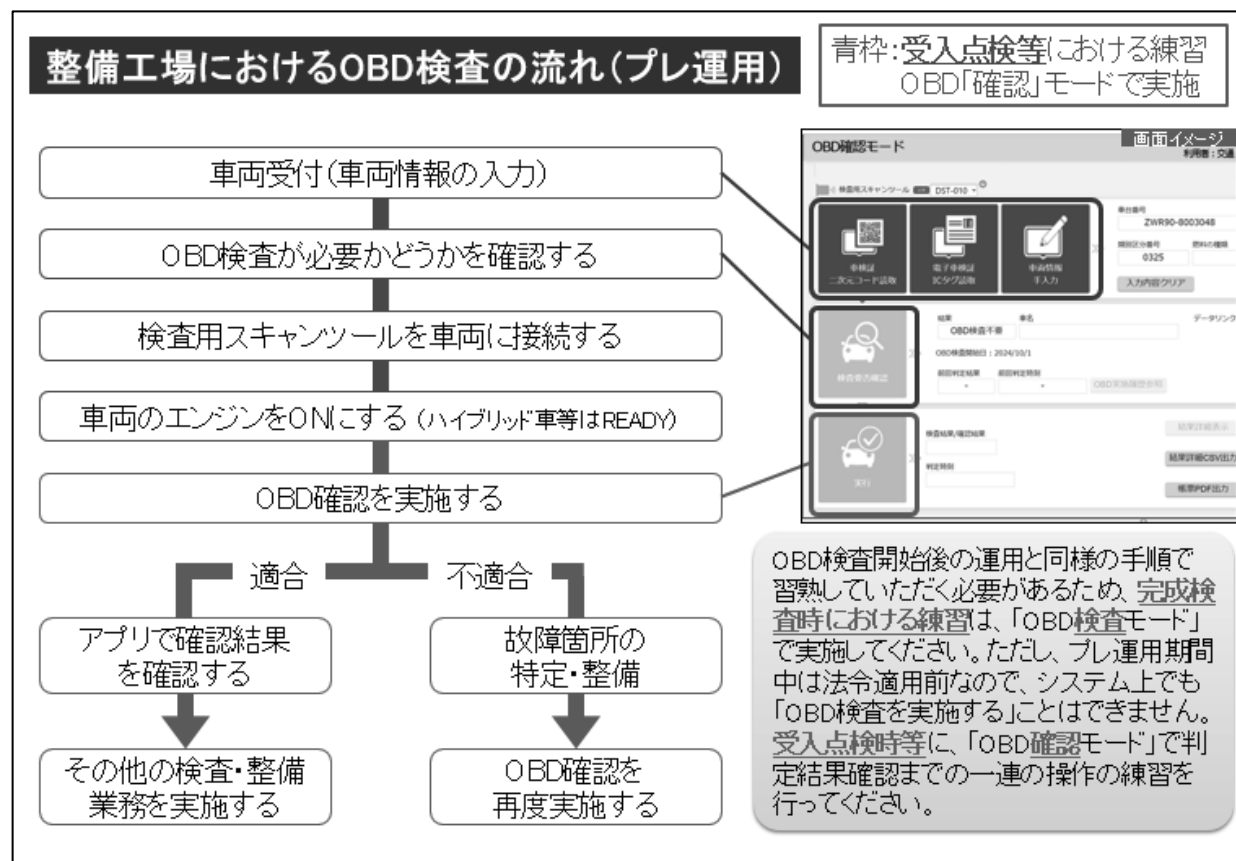
【指定工場（完成検査以外の工程で実施）、認証工場】

《実施事項》

- ・以下の手順で OBD 確認を実施してください。
 - 「OBD 確認」モードを選択（認証工場の場合、OBD 検査モードは選択できない）
 - 特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力（車検証二次元コード読取、電子車検証 IC タグ読取又は車両情報の手入力）
 - 車両について、原動機が停止かつ電源がオフの状態であることを確認
 - データリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続
 - 原動機を始動（電気自動車又はハイブリッド自動車にあつてはパワースイッチを操作し、走行可能状態（READY の状態）とする）
 - 特定 DTC 照会アプリの「実行」ボタンを押下し、結果を確認

整備工場における OBD 検査の流れ（プレ運用・OBD「確認」モード）

- 原動機を停止し、かつ電源がオフの状態データリンクコネクタから検査用スキャンツールを取り外す



(注意事項)

- ・OBD 検査又は OBD 確認において、特定 DTC 照会アプリの「実行」ボタンの押下は、原動機を始動し（電気自動車又はハイブリッド自動車にあつては READY の状態とし）、行うことを習熟してください。
- ・検査結果又は確認結果の確認方法について、特定 DTC 照会アプリで確認する他、OBD 検査結果参照システムによる確認方法、帳票 PDF の出力方法についても習熟してください。
- ・プレ運用期間中の OBD 確認の結果は、検査の適否の判断には用いないでください。

検査コースにおける OBD検査のプレ運用について



独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization

令和5年8月(12月更新)



車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)について

1. 車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)を令和6年10月から導入

自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会は、安全・安心な車社会の実現に向けて、自動車の安全性の確保及び環境の保全のために、自動車の基準適合性審査を行っています。

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省においては、平成31年3月の「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえ、令和2年8月5日付けで道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部を改正し、令和3年10月以降の新型車を対象として、令和6年10月から、自動車の検査（車検）において衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始※することとしています。（※輸入車については、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始）

2. 令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始

令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れる期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようなようになるかイメージをつかんでいただけると幸いです。

このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について次ページからご説明します。

検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

- ①検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ②OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③OBD検査用サーバが分析及び照会した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

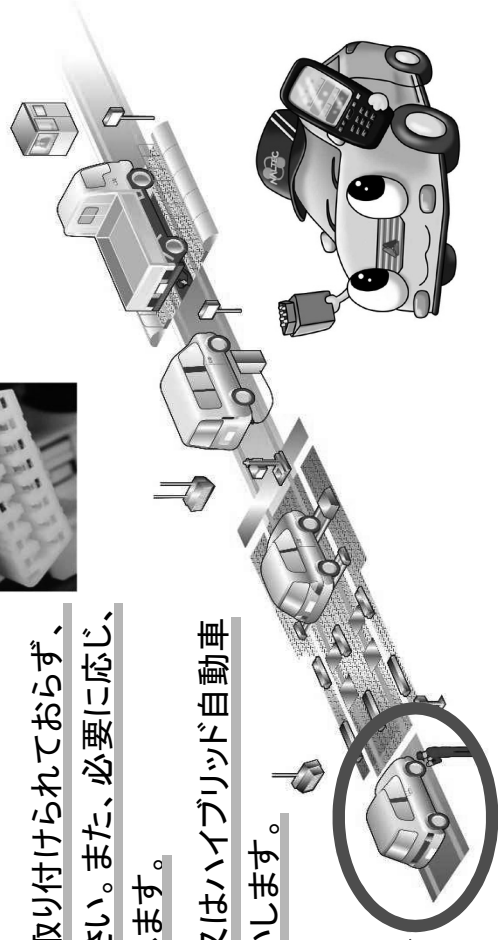
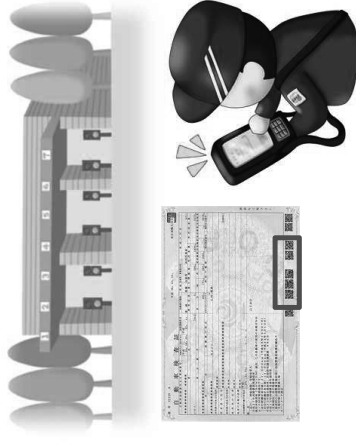
注1：データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として

検査担当者が実施します。

注2：運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いします。

注3：検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車)は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

**OBD検査は
検査コースの入口において実施します**



受検者のみなさまへのお知らせとお願い①(プレ運用期間中)

■プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車(6ページ参照)については、可能な限り、OBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計1分程度を想定しています。

検査担当者による検査用スキャンツールの接続/取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけたと思います。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

■プレ運用期間中に受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

■プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車であって、初度登録年月(初度検査年月)が令和3年1月以降のものについては、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。 ※ただし、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

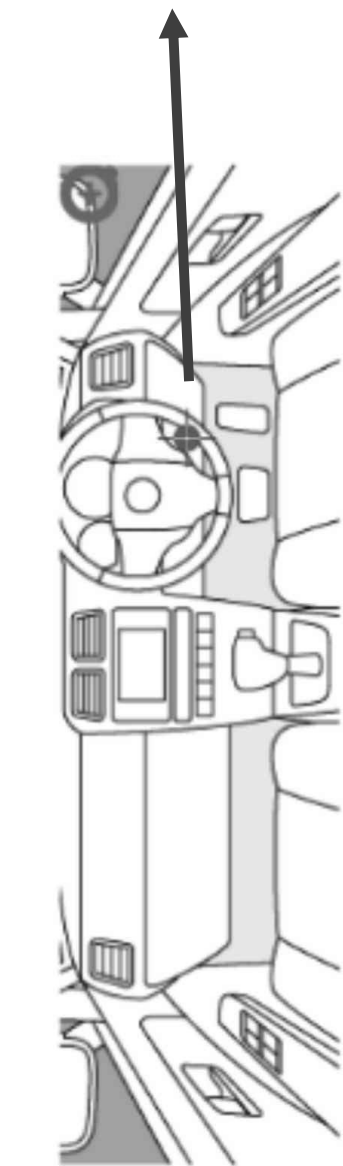
注1: プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。

なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

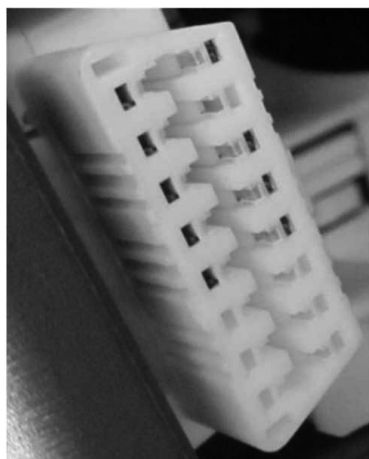
注2: OBD検査を実施してもしくなくとも検査費用は変わりません。

受検者のみなさまへのお知らせとお願い②(プレ運用期間中)

■OBD検査の実施にご協力いただける場合は、運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。
また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ



〔自動車特定整備事業者さま〕

■検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に出してください。

【参考】OBD検査対象車とは？

■OBD検査対象車とは ⇒自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載あり
型式指定日がR3.10.1（輸入自動車はR4.10.1）以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対
象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、
大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象装置とは

- ①かじ取装置（UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止するこ
とができる装置（ABS）
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置
（ESC）
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができ
る装置（EVSC）
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（BAS）
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置（AVAS）
- ⑨自動運行装置

【参考】OBD検査の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。
(なお、プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの ・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

(2) 「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

国自整第 124 号の 2
令和 5 年 9 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国 自 整 第 124 号
令和 5 年 9 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

今般、自動車特定整備事業者において、事業場間での作業員の業務支援だけでは整備に係る人材確保が困難な場合があり、事業場以外に勤務する整備士資格を有する者についても業務支援の対象となり得るのか問い合わせがあった。

これに伴い、適用の明確化を図るため「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和 2 年 11 月 11 日付け国自整第 197 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和2年11月11日付け、国自整第197号）
の一部改正について
(下線部が改正箇所)

新	旧
国自整第197号 令和2年11月11日 <u>国自整第124号</u> <u>最終改正 令和5年9月27日</u> 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿	国自整第197号 令和2年11月11日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿
自動車整備課長 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について 自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、<u>特定整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、<u>他事業場等</u>からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会長あて別添のとおり	自動車整備課長 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について 自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、<u>分解整備</u>に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、<u>他事業場</u>からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会長あて別添のとおり

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場（以下「貸出事業場」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

(3) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

国自安第75号の2
国自貨第83号の2
国自整第122号の2
令和5年9月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和4年度の事故発生件数は140件（前年度比17件増）と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

国 自 安 第 7 5 号
国 自 貨 第 8 3 号
国 自 整 第 1 2 2 号
令 和 5 年 9 月 2 9 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長
貨 物 課 長
整 備 課 長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和5年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和4年度の事故発生件数は140件(前年度比17件増)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

大型車の車輪脱落事故防止「令和 5 年度緊急対策」

1. 冬用タイヤ交換の平準化の推進

令和 4 年 2 月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同 1 2 月に中間とりまとめが行われたところ。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認された。

こうした状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図ることとする。なお、例年車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換から 1～2 ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中したことにより、不適切な脱着作業が行われていたこともあることから、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、余裕を持って正しい脱着作業を行えるべく、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進する。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省、各地方運輸局等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。
- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作業

及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2-1または2-2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する（年末年始の安全総点検関係）。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、傘下会員は連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) 傘下会員に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
 - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行ってもさびが著しいディスク・ホイールやひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。
- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。
- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。
- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。
- なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイール・ナット回転指示インジケータを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。
- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する（年末年始の安全総点検関係）。
- (4) 全日本トラック協会においては、上記（1）及び（2）に加え以下の事項について実施する。
- ① トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

- ② 1. の取組に際し、日本自動車工業会から北海道・東北・北陸信越運輸局管内の貴会傘下協会に提供される大型車ホイール用ナットについて、別途依頼している令和5年8月30日付け事務連絡に基づき、実績等を本省自動車局整備課に送付する。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。特に、降雪地を運行する車両がある場合は、1. を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。

- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。

- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナット回転指示インジケータの施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業においても、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙１のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (2) 日本自動車工業会においては、上記(1)に加え、以下の事項について実施する。

- ① １．の取組にあたって、４．(4)の各トラック協会にホイール・ナットの無償提供を行う。
- ② ホイール・ナット回転指示インジケータを配布する。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることに

ついて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

5. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和5年10月から令和6年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナット回転指示インジケーターによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の「お・と・さ・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさぬための点検整備
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段
2. と・・・トルクレンチで適正締付
 - 適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施
3. さ・・・さびたナットは清掃・交換
 - ディスク・ホイール取付面、ホイール・ナット当たり面、ハブの取付面、ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを除去
4. な・・・ナット・ワッシャ隙間に給脂

- ホイール・ボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませる

5. い・・・いちにち一度は緩みの点検

- 運行前に特に脱落が多い左後輪を中心にボルト、ナットを目視、直接触って点検

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要です所以注意してください。

依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙 1 の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙 1 の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙 1 の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙 2 の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
- 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、インジケータを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認してください。

注 1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注 2 ISO 方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はインジケータによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和5年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させてください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルクレンチは校正が必要ですので留意してください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和

年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結 果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがなければ確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	---------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者)確認欄

☐

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者)確認欄

☐

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
	○ ブレーキ・バルブ	排気音		
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
		異状な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

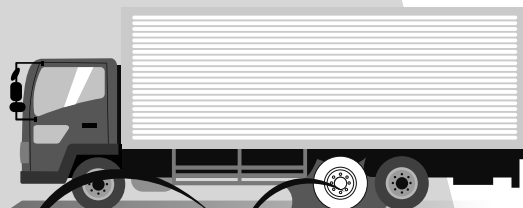
□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。



危ない!



お
と

おとさめのための 点検整備

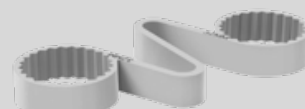
事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

動画をチェック!

正しい点検方法
や連結式ナット
回転指示インジ
ケーターの使用
方法をご案内し
ています。



防
ご
う

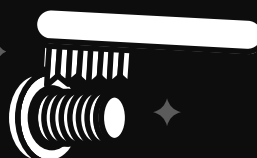
大型車の

車輪脱落事故

さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール
取付面、ホイール
ナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、
ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットの
ねじ部と、ナットとワッ
シャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄
く塗布し、回転させて油をなじませてください。

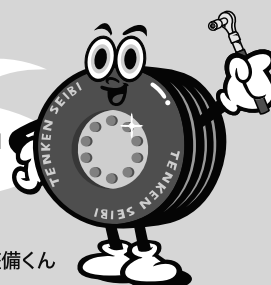


い

いちにち一度は 緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、
ボルト、ナットを目で見て手で触って点検します。

「お・と・さ・な・い」
を徹底しよう!



Mr. 整備くん



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラックス)
全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会
全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意

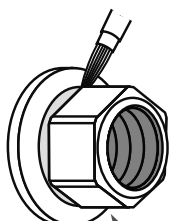
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

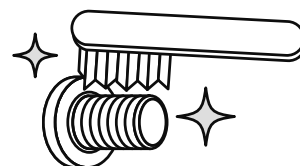
ホイールボルト、ナットのねじ
部と、ナットとワッシャーとの
すき間にエンジンオイルなど
指定の潤滑剤を薄く塗布し、
回転させて油をなじませ
ます。ワッシャーがスムーズに
回転するか点検し、スムーズ
に回転しない場合はナットを
交換してください。ナットの
座面(ディスクホイールとの
当たり面)には塗布しないで
ください。



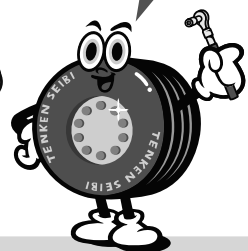
ナットとワッシャー
との隙間への注油も
忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ
取付面(ISO方式では、ハブ
のはめ合い部も)、ホイール
ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、
追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



(4) 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車に備えるガス容器及びガス容器附属品再試験の取扱いについて

自 検 検 第 51 号 の 2
令 和 5 年 11 月 30 日

一般社団法人

日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

独立行政法人

自動車技術総合機構検査部長

圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車
に備えるガス容器及びガス容器附属品再試験の取扱いについて

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されました。

当該基準への適合性を審査するため、令和5年11月30日付けで独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成28年4月1日規程第2号）の一部を改正し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条に基づく新規検査、同法第62条に基づく継続検査、同法第63条に基づく臨時検査、同法第67条に基づく構造等変更検査又は同法第71条に基づく予備検査を受検する者に対して別添のガス容器等再試験結果証明書の提出を求めることとしましたので、了知いただくとともに貴会傘下会員への周知方よろしく願います。

様式 16 (4-25 関係)

年 月 日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1. に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを証明いたします。

車名： 型式： 車台番号：

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

	技術基準
☐	細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
☐	細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
☐	細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限： 年 月 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

	容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3	
2		4	

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適 ・ 否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適 ・ 否

○ガス容器

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適 ・ 否

○ガス容器附属品

外観試験	適 ・ 否
漏えい試験	適 ・ 否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

- (1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
- (2) 本則 4-25 (1) に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地：

確認者の氏名：

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和5年11月30日

高圧ガスの燃料装置に係る 審査方法が変更になります

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、**圧縮水素ガス**、**圧縮天然ガス**又は**液化天然ガス**を燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されたことに伴い、審査方法を以下のとおり変更します。

◆圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えられたガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。

- ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
- ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

◆次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱います。

- ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと
- ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
- ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと

◆この取扱いは、**令和5年12月21日から適用**します。

■様式16「ガス容器等再試験結果証明書」ダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和6年11月30日

(5) 指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

国自整第165号の2
令和5年12月5日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第 165 号

令和 5 年 12 月 5 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について

圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和 5 年 12 月 21 日をもって施行されることとなっている。

これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領

1. 対象範囲について

- (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年告示 619 号（以下「細目告示」という。）別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (2) 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (3) 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める液化天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験

2. 自動車特定整備事業者が行うガス容器及びガス容器附属品の再試験について（指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合を含む）

自動車特定整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器再試験及びガス容器附属品再試験（以下、「ガス容器等再試験」という。）を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

- (1) ガス容器等再試験については、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場において、十分な換気を行い実施すること。
- (2) ガス容器等再試験を実施できる者は、事業場の工員であって次の資格を有する者であること。

- ア 一級大型自動車整備士
- イ 一級小型自動車整備士
- ウ 一級二輪自動車整備士
- エ 一級自動車整備士（総合）
- オ 一級自動車整備士（二輪）
- カ 二級ガソリン自動車整備士
- キ 二級ジーゼル自動車整備士
- ク 二級二輪自動車整備士

ケ 二級自動車整備士（総合）

コ 二級自動車整備士（二輪）

- （３）ガス容器等再試験を実施した際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に定める審査事務の実務に関する規程（以下、「審査事務規程」という。）で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に 2 部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

- （４）「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添 1 の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

- （５）依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に 2 年間保存すること。

3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について

指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

- （１）ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。

- （２）ガス容器等再試験を実施できる者は、自動車検査員とする。

(3) ガス容器等再試験を実施した際には、審査事務規程で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に1部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

(4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添1の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

(5) 依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に2年間保存すること。

(6) ガス容器等再試験を実施した場合（当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書を活用する場合を除く。）には、指定整備記録簿の備考欄に以下の項目を記載すること。

ア 実施年月日／充填可能期限

イ 試験実施者

ウ 使用したガス検知器の型式（検知液の場合は、検知液と記載）

附則

1. 本規定は、令和5年12月21日から施行する。

別添 1

ガス容器等再試験結果管理台帳（圧縮水素ガス・圧縮天然ガス・液化天然ガス）

番号	自動車登録番号 若しくは 車両番号 又は 車台番号	依頼者 氏名	容器等再試験 実施年月日	容器			附属品		試験 実施者	検知器 型式	考 備
				製造番号又 は容器の記 号及び番号	充填可能 期限	試験結果	試験結果	試験結果			
記載例	◆◆-012345	▲▲ ▲▲	R5.12.21	▼▼-▼▼	R20.12.1	適・否	適・否	適・否	●●●●	■-■	R6.1.6 再交付 借用先 ●●●
						適・否	適・否	適・否			
						適・否	適・否	適・否			
						適・否	適・否	適・否			
						適・否	適・否	適・否			
						適・否	適・否	適・否			
						適・否	適・否	適・否			

(6) 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

国自整第 267 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施に向けて、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する OBD 検査及び OBD 確認を実施するために使用するシステム（以下「OBD 検査システム」という。）の ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）の管理について、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者が遵守すべき事項及び留意すべき事項を下記のとおり定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD 検査システムの利用にあたって取得・設定した ID 等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げる ID 等の不正使用又はその幫助を行なった場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該 ID 等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。
 - ① 検査員又は工員が他者の ID 等を使用して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合（なりすまし）
 - ② 事業場が取得・設定した ID 等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID 等の不正使用の幫助）

(7) OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について

国自整第 268 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針に
ついて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸
部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたし
ます。

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取
扱方針について

令和 6 年 10 月から開始される OBD 検査（目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。）の実施のため、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）では、OBD 検査システムを管理、運用している。

自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該システムを利用するためには、認証番号又は指定番号による申請等が必要となるが、申請から利用可能となるまでには日数を要することとなるため、新規指定等と同日に当該システムを利用可能とするためには、運輸局及び運輸支局（兵庫陸運部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）での新規指定等の審査と並行して、機構での OBD 検査システムの申請内容の審査を行う必要がある。

また、指定取消等の行政処分後の OBD 検査システムの不正使用を防ぐため、機構において必要な措置を迅速に行う必要がある。

これらのことから、運輸支局（兵庫陸運部を含む。以下同じ。）への事業者からの申請及び運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による行政処分に係る情報を機構に共有する必要があるところ、別紙のとおり「OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び機構理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針

1. 申請又は届出があった際の連絡について

(1) 自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定の申請

運輸支局は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 79 条又は第 94 条の 2 の申請があった際は、当該申請を行った者に対し自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けると同時に OBD 検査システムの利用開始（自動車特定整備事業者として OBD 検査システムを利用している場合であって、指定自動車整備事業の指定と同時に新たに OBD 検査モードを利用開始する場合を含む。）を希望するか、申請者に確認する。当該申請者が同時利用開始を希望する場合にあつては、必要な手続きの方法として以下の事項を案内する。

- ・ OBD 検査システムの申請時に入力求められる、認証番号又は指定番号については、未定であるため、代わりに次の番号を入力すること
『管轄運輸支局コード（2 桁）＋事業場の電話番号（10～11 桁）』
- ・ OBD 検査システムの申請時に添付求められる、認証書又は指定書については、未交付であるため、代わりに運輸支局への申請書（事業場の名称、事業場の所在地が確認できる部分）の写しを添付すること

上記の希望があった場合、運輸支局は、次に掲げる項目を遅滞なく機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があり、かつ、当該申請者から OBD 検査システムの申請があった場合には、利用開始の日までの審査完了に向けて準備を進める。

- ①申請の種別（新規認証、新規指定又は廃止新規）
- ②認証番号（新規指定の場合に限る。）
- ③廃止される事業場の指定番号（廃止新規の場合に限る。）
- ④事業場の名称
- ⑤事業場の所在地

また、運輸局等は、当該申請者が OBD 検査システムを同時利用開始できるよう、次の⑥及び⑦の項目が確定次第（遅くとも認証又は指定の予定日（認証又は指定を行う可能性のある日のうち最も早い日とする。以下同じ。）の前開庁日までに）、①～⑤の項目にこれらの項目を追加し、機構へ電子メー

ルにより連絡する。(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)

⑥認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号)

⑦認証又は指定の予定日

運輸局等は、当該認証又は指定の日が確定した場合は、直ちに④～⑥の項目と認証又は指定の日を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は当該認証又は指定の日、当該申請者が利用開始できるようシステム処理を行う。

(2) 廃止届出

運輸支局は、法第 81 条第 2 項(第 94 条の 9 において準用する場合を含む。)の廃止の届出があった際は、速やかに次に掲げる項目を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があった場合には、当該事業場の OBD 検査システムに登録されている情報を確認し、利用停止手続きがされていなかったときは速やかに事業場 ID 及びユーザー ID の削除を行う。

①事業場の名称

②事業場の所在地

③認証番号(指定自動車整備事業の場合は指定番号)

④廃止日

(3) 変更届出等

運輸支局は、法第 81 条第 1 項の変更届出(事業場の名称又は事業場の所在地に関するものに限り、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 62 条の 2 の 2 第 2 項及び指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 5 条第 3 項の届出の際に行うものも含む。)又は法第 94 条の 4 第 3 項の自動車検査員の変更の届出があった際は、機構の OBD 検査システムに登録されている情報の変更についても案内する。

2. 行政処分等を行う際の連絡について

運輸局は、次表に掲げる行政処分を行う際には、当該行政処分の種類に応じ、次表に掲げる項目を、次表に掲げる連絡期日までに機構へ電子メールにより連絡する。

(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)また、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者は速やかに連絡する。

機構は、運輸局から連絡があった場合には、次表に掲げるシステム上の処理を行

う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者にも速やかに連絡し、当該行政処分の効力が発生する日と同日に実施する。

処分の種類	項目	連絡期日	システム上の処理
(全処分で共通)	①事業場の名称 ②事業場の所在地	当該処分が効力を発生する前開庁日	
事業の停止命令 (法第 93 条)	③認証番号 (指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④停止予定期間		事業場 ID の停止
認証の取消 (法第 93 条)	③認証番号 (指定自動車整備事業の場合は指定番号) ④取消の予定日		事業場 ID の削除
自動車検査員の解任命令 (法第 94 条の 4 第 4 項)	③指定番号 ④解任される自動車検査員の氏名 ⑤解任の予定日		解任された自動車検査員の利用者区分を「検査員」から「工員」に変更
保安基準適合証等の交付停止命令 (法第 94 条の 8 第 1 項)	③指定番号 ④停止予定期間		事業場 ID の種別を指定工場 (OBD 検査不可) に変更
指定の取消 (認証の取消を含まない場合に限る) (法第 94 条の 8 第 1 項)	③認証番号 ④指定番号 ⑤取消の予定日		事業場 ID の種別を認証工場に変更

3. 機構への連絡方法

電子メールでの機構への連絡方法は以下のとおり。

■宛先	自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター
■件名	『【〇〇運輸支局 (※運輸局等の名称)】 〇〇情報 (※申請、届出又は処分区分) の共有』

附 則 (令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 268 号)

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(8) OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

国自基第 221 号の 2

国自整第 270 号の 2

令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
車両基準・国際課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

別添

国 自 基 第 221 号
国 自 整 第 270 号
令 和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
車両基準・国際課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、(独)自動車技術総合機構が行う基準適合性審査業務、軽自動車検査協会が行う検査業務及び指定自動車整備事業者が行う完成検査において、OBD 検査用サーバーの障害又は通信障害若しくは電力障害により OBD 検査用サーバーに接続して OBD 検査を実施することができない場合の特例的な措置を別添のとおり「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、(独)自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領

1. 用語の定義

この要領の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- （１）「OBD 検査」とは、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- （２）「OBD 検査用サーバー」とは、（独）自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- （３）「特例措置」とは、２－１に規定する事象が発生した場合において、４．に定める方法により OBD 検査を行うことをいう。
- （４）「OBD 検査ポータル」とは、OBD 検査に関する情報を掲載する機構のウェブサイトをいう。

2. 特例措置の対象

2－１．特例措置を適用する事象

本要領に定める特例措置は、OBD 検査実施時のみを対象とし、以下に掲げるいずれかの事象が発生した場合に適用する。

- （１）OBD 検査用サーバーの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。以下「サーバー障害」という。）
- （２）通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（以下「通信・電力障害」という。）
- （３）OBD 検査用サーバーのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査用サーバーに接続できない（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）と機構が認める事象

2－２．特例措置が適用されない事象の例

本要領に定める特例措置は、以下に掲げる場合には適用しない。

- （１）指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象
- （２）OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバーに接続できない事象

- (3) 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により
OBD 検査を実施できない事象

3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

サーバー障害に伴う特例措置は、3-1-1に定める時点から3-1-2に定める時点までの間、OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-1-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバー障害の発生を認定した時点とする。

3-1-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-1-3. サーバー障害の発生の認定

機構は、OBD 検査用サーバーからの警報、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査用サーバーの管理を委託する事業者からの連絡、複数の整備事業者又は自動車整備振興会からコールセンターへの連絡その他の手段により OBD 検査用サーバー障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討するものとする。この場合において、1 時間以内に認定の可否を判断できない場合には、機構は、サーバー障害の発生を認定するものとする。

3-1-4. サーバー障害の発生の認定の公表

機構は、サーバー障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害が発生している旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）
- (3) サーバー障害発生の日時（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害の発生を認定した日時
- (5) 対応状況及び復旧見込み

3-1-5. サーバー障害からの復旧の認定

機構は、サーバー障害から復旧したと判断した場合には、サーバー障害からの復旧を認定するものとする。

3-1-6. サーバー障害からの復旧の認定の公表

機構は、サーバー障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害から復旧した旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）

- (3) サーバー障害発生期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-1-7. 国土交通省等への報告

機構は、3-1-4又は3-1-6の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2. 通信・電力障害

特例措置は、3-2-1に定める時点から3-2-2に定める時点までの間、通信・電力障害が発生している又は発生した地域において OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

3-2-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構が通信・電力障害の発生を認定した時点とする。

3-2-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-2-3. 通信・電力障害の発生の認定

機構は、地方検査部等、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査コールセンターへの問い合わせ等により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合には、通信会社又は電力会社のウェブサイトにて当該障害に係る情報を確認したことをもって、当該障害の発生（障害発生の地域の限定を含む。）を認定するものとする。この場合において、機構は、通信・電力障害の発生地域を厳密に特定することが困難である場合には、現に障害が発生している地域よりも広い地域を対象として通信・電力障害の発生を認定して差し支えない。

3-2-4. 通信・電力障害の発生の認定の公表

機構は、通信・電力障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害が発生している旨
- (2) 通信・電力障害が発生している又はその疑いがある地域
- (3) 通信・電力障害に係る通信会社又は電力会社のウェブサイトのリンク
- (4) 通信・電力障害発生の日時（特定できる場合に限る）
- (5) 通信・電力障害の発生を認定した日時

3-2-5. 通信・電力障害からの復旧の認定

機構は、通信・電力障害から復旧したと判断した場合には、通信・電力障害か

らの復旧を認定するものとする。

3-2-6. 通信・電力障害からの復旧の認定の公表

機構は、通信・電力障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害から復旧した旨
- (2) 通信・電力障害が発生した又はその疑いがあった地域
- (3) 通信・電力障害発生期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) 通信・電力障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3-2-7. 通信・電力障害の発生に関する情報提供

運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所（以下「運輸支局等」という。）は、関係団体等からの情報、各種メディアの情報等により管轄地域における通信・電力障害の発生又はその疑いを確認した場合には、当該運輸支局等を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）の担当課へ速やかに障害の内容を連絡するものとする。

当該情報を入手した運輸局等担当課は速やかに国土交通本省及び機構 OBD 情報・技術センターへ当該情報を報告するものとする。

3-2-8. 国土交通省等への報告

機構は、3-2-4 又は 3-2-6 の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3-2-9. 指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

指定自動車整備工場は、その事業場において通信・電力障害が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合であって、機構が 3-2-6 の公表を行っていないときは、3-2-1 から 3-2-8 までの規定にかかわらず、以下の①～④の手順により特例措置を適用することができる。

- ① OBD 検査用サーバーの障害が発生していないことを OBD 検査ポータル等で確認する。
- ② 当該障害に係る通信会社又は電力会社の HP を確認し又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する。
- ③ ②の確認の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、OBD 検査用サーバーに接続する代替手段がない場合にあっては、当該指定自動車整備工場の判断により 4. の特例措置を適用することができる。この場合において、当該特例措置は、通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。
- ④ 特例措置を適用した当該指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生し

たことを確認できる記録（別紙様式例を参照）（通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合わせ履歴等）、特例措置を適用した日時を2年間保存しなければならない。

3-3. 特定事象

特例措置は、3-3-1に定める時点から3-3-2に定める時点までの間、OBD検査を行う場合に限り適用することができる。

3-3-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、以下の（1）又は（2）のいずれかとする。

- （1）OBD検査用サーバーのアップデート等によりシステムを使用できなくなるため特例措置を適用可能な期間として、機構がOBD検査ポータルに掲載した当該期間の開始時点。
- （2）その他指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由によりOBD検査を実施することができない事象の発生を機構が認めた時点。

3-3-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、3-3-1（1）又は（2）の別に応じ、それぞれ以下の（1）又は（2）のとおりとする。

- （1）3-3-1（1）の機構が定める期間の終了日時
- （2）3-3-1（2）の事象の終了を機構が認めた時点

4. 特例措置

4-1. 特例措置の内容

本要領の3.に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添124の4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

4-2. 特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等

特例措置を適用し、完成検査を実施した場合における指定整備記録簿の記載等は以下のとおりとする。

- 「OBD検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の

確認結果を記載すること。

【記載例】：「走行テスト等の方法と結果」欄

OBD検査特例適用

確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし

○テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておくこと。

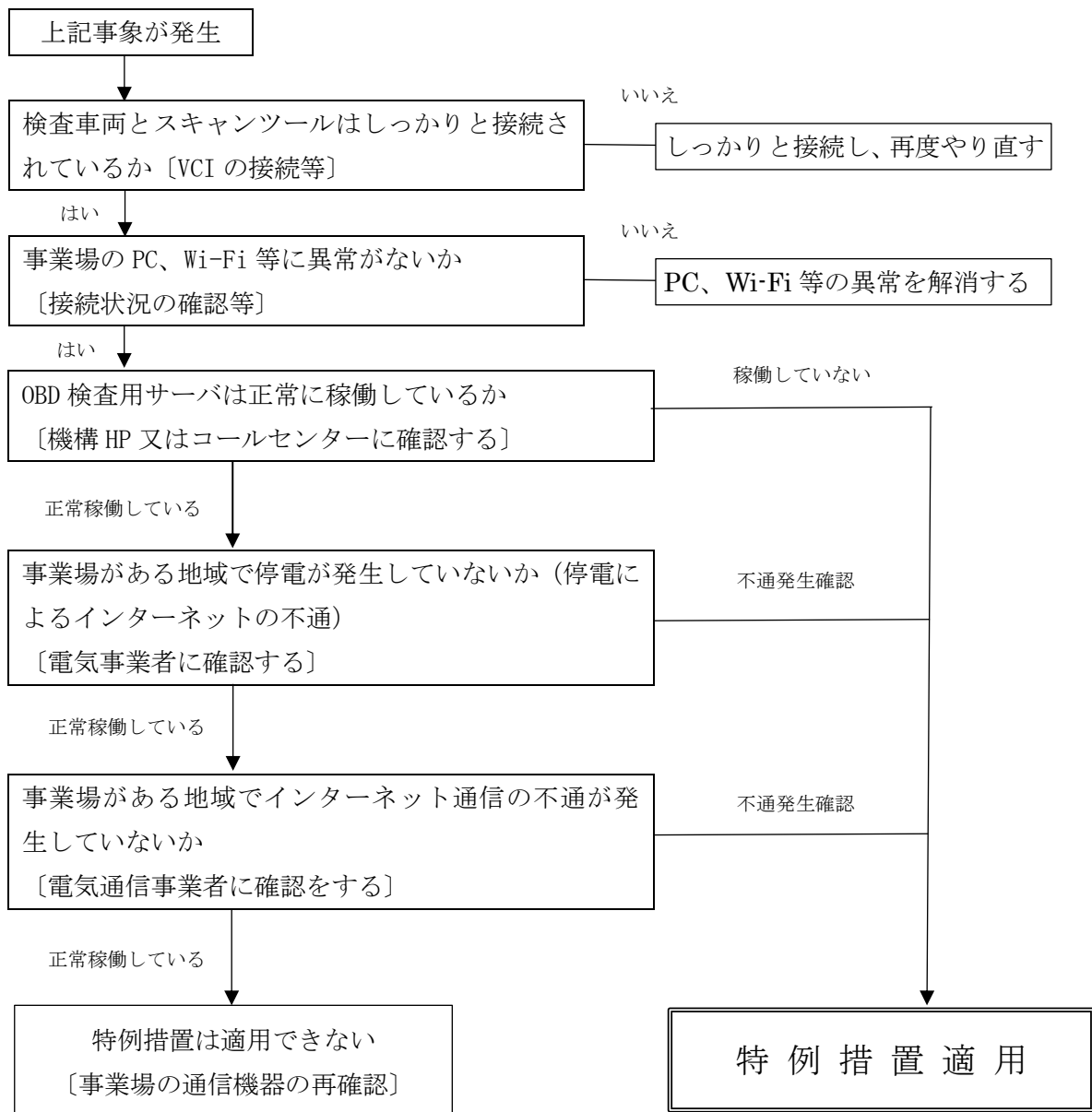
附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自基第 221 号、国自整第 270 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(参考) 特例措置適用判断の流れ

特定 DTC 照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認してください。

- ① 特定 DTC 照会アプリが起動しない。
- ② 特定 DTC 照会アプリにログインができない。
- ③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
- ④ 「検査可否確認」選択後にエラーは発生する。
- ⑤ OBD 検査の「実行」ができない。



通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

- ☐ 通信・電力障害の発生を認識した日時
（記載例）
・令和●年●月●日 ●時●分
- ☐ 通信・電力障害の確認方法
（記載例）
・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認
・電力会社（●●株式会社）のコールセンターに確認
- ☐ 通信・電力障害の発生を確認した日時
（記載例）
・令和●年●月●日 ●時●分
- ☐ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名
（記載例）
・国土 太郎 （自社自動車検査員）
・交通 次郎 （自社事務員）
- ☐ 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

(9) 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

国自整第273号の2
令和6年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 273 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け、国自整第126号）の一部改正について
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 <u>物流・自動車局長</u> 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について 自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者 監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第1 85号。以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94 条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたの で、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対 し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。 なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の 実施要領について」（平成12年2月29日付け自整第33号）は、平成18年3月3 1日限りで廃止する。 (別添) 行政処分等の基準 1～5 (略) 6 その他 ① (略) ② 行政処分の公表	各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 <u>自動車局長</u> 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について 自動車特定整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業に対する事業者 監査等において確認された法令違反について、道路運送車両法（昭和26年法律第1 85号。以下「法」という。）第92条、第93条、第94条、第94条の3、第94 条の4及び第94条の8の規定に基づく行政処分等の基準を別添のように定めたの で、今後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）が管下の自動車整備事業者に対 し行政処分等を行う場合は、この基準によることとされたい。 なお、「自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する行政処分等の 実施要領について」（平成12年2月29日付け自整第33号）は、平成18年3月3 1日限りで廃止する。 (別添) 行政処分等の基準 1～5 (略) 6 その他 ① (略) ② 行政処分の公表

新	旧
道路運送車両法第103条の規定に基づく聴聞結果による同法第93条、第94条第4項、第94条の4第4項又は第94条の8第1項の規定による処分及び同法第92条又は第94条の3第2項の規定による処分に関しては、名あて人となるべき自動車整備事業者等の事業場等の所在地を管轄する地方運輸局及び運輸支局の掲示板に公示するとともに、国土交通省ホームページの「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」への掲載並びに広報資料の配布等により公表するものとする。 また、地方運輸局等は、OBD検査（OBD確認を含む）実施事業者に対し行政処分等を行い、利用者登録の停止等の措置が必要な場合は、独立行政法人自動車技術総合機構へその旨を情報提供すること。 (3) 公表方法 事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。 1. 公表する行政処分 ① 自動車特定整備事業の認証の取消 ② 自動車特定整備事業の停止 ③ 指定自動車整備事業の指定の取消 ④ 保安基準適合証、保安基準適合標準及び限定保安基準適合証の交付停止 ⑤ 自動車検査員の解任命令 ⑥ 優良自動車整備事業者の認定の取消 ⑦ 事業改善命令 ⑧ 是正命令措置 2. 公表する内容 ① 処分年月日 ② 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで） ③ 事業者の法人番号（個人を除く。） ④ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで） ⑤ 行政処分の種類 ⑥ 主な違反条項 ⑦ 違反行為の概要 3. 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間 ① 公示	この通達に基づく行政処分については、行政処分を受けた事業者の名称及び処分内容等を「自動車整備事業の監査方針について」（平成14年5月14日付け国自整第10号）により公表するものとする。

新	旧
i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。） ii 停止処分にあっては、停止処分期間 ② 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載 行政処分年月日より5年間 (4) 地方運輸局間における情報提供 地方運輸局は、(2)により公表等を行った処分の概要等を別紙により本省へ電子メールで報告するとともに、他の地方運輸局にも電子メールで情報を提供すること。 附則（略） 附則（令和6年3月28日付け 国自整第273号） 1 この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。 2 この通達の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。 別表1～2（略） 別紙 下段に記載	附則（略） （新設） 別表1～2（略） （新設）

行政処分整備事業者の概況等

事業場の 名称及び住所		認証番号 及び年月日	業態別 デイトラー 組合 専業	監査		処分内容		違反条文				運輸局	
		指定番号 及び年月日		特別 計画	年月日	区分 指定 認証							
		認証番号 年月日		年月日	年月日	処分 年月日 (決裁日)				取消	取消		
							停止	停止					
		指定番号 年月日		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	解任	解任	※氏名	生年月日	教習修了番号
									人	人			
		年月日		年月日	年月日	年月日	是正	改善					

1. 監査の動機及びその内容

3. 違反発見の概要

2. 違反の概要

4. 違反点数

5. その他（参考事項）

(10) 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」
の一部改正について

国自整第274号の2
令和6年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いにつ
いて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局
運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 274 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 127 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成18年3月2日付け、国自整第127号）
の一部改正について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)	
新	旧
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 物流・自動車局自動車整備課長 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて 自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。 1～6（略） 附則（平成20年4月24日付け 国自整第16号） 1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。 ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。 (1)～(4)④（略） ⑤法91条の3 [則62条の2の2-1項-4] の改正規定（備考欄に係るものを除く。） ⑥法91条の3 [則62条の2の2-1項-7] に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定 ⑦法91条の3 [則62条の2の2-1項-9] を加える改正規定 (5)～2.（略）	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 自動車局整備課長 「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて 自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。 1～6（略） 附則（平成20年4月24日付け 国自整第16号） 1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。 ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。 (1)～(4)④（略） ⑤法91条の3 [則62条の2の2条1-4] の改正規定（備考欄に係るものを除く。） ⑥法91条の3 [則62条の2の2条1-5] に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定 ⑦法91条の3 [則62条の2の2条1-8] を加える改正規定 (5)～2.（略）

新	旧
附則 (平成 23 年 3 月 25 日付け 国自整第 138 号) (略) 附則 (平成 28 年 3 月 28 日付け 国自整第 430 号) (略) 附則 (令和 2 年 4 月 1 日付け 国自整第 1 号) 1. この通達、令和 2 年 4 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表 1 中、違反条項欄「則第 62 条の 2 の 2-1 項-9」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第 94 条の 5」に掲げる処分については、令和 2 年 7 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。 2. (略) 附則 (令和 6 年 3 月 28 日付け 国自整第 274 号) 1. この通達は、令和 6 年 10 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。 2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。	附則 (平成 23 年 3 月 25 日付け 国自整第 138 号) (略) 附則 (平成 28 年 3 月 28 日付け 国自整第 430 号) (略) 附則 (令和 2 年 4 月 1 日国自整第 1 号) 1. この通達は、令和 2 年 4 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表 1 中、違反条項欄「則第 62 条の 2 の 2 条 1-10」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第 94 条の 5」に掲げる処分については、令和 2 年 7 月 1 日以降に行われた違反行為に適用する。 2. (略) (新設)

新					旧				
別表 1 自動車特定整備事業に係る違反点数表					別表 1 自動車特定整備事業に係る違反点数表				
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考	違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第 29 条 ～ 法第 91 条 の 2[則第 57 条]	(略)				法第 29 条 ～ 法第 91 条 の 2[則第 57 条]				
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-1]	(略)				法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-1]	(略)			
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-2]	(略)				法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-2]	(略)			
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-3]	(略)				法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-3]	(略)			
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-4]	(略)				法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-4]	(略)			
法第 99 条 の 2	(略)				法第 99 条 の 2	(略)			
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-5]	(略)				法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-5]	(略)			
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-6]	・エーミン グ作業の不 適切	(略)			法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-6]	エーミン グ作業の不 適切	(略)		
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-6]	・フロン類 放出違反	・フロン類放出禁止違 反	3 点		法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-6]	エーミン グ作業の不 適切	(略)		
法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-6]					法第 91 条 の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-6]	エーミン グ作業の不 適切	(略)		

新			旧
の2] 法第91条の3[則第62条の2の2-1項-6の3]	・検査整備用電子情報処理組織の安全性確保違反	検査整備用電子情報処理組織への接続に必要な識別符号の不正な使用	次に掲げるものを含む ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用し OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合
		3点	
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-6の4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD 検査及びOBD 確認に係る不正なデータを送信した ②独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において基準適合性審査を受けるまでに OBD 検査又は OBD 確認作業後に OBD 検査に影響がある整備及び調整を実施又は依頼 ③自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合 ④事業場外で OBD 検査	事故を惹起した場合は 30 点/台 ①次に掲げるものを含む ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデータを送信した場合 5点 3点 3点
		10点	

新			旧		
	又は OBD 確認を実施した場合				
法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-7]	(略)		法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-7]	(略)	
法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-8]	(略)		[則第 62 条の 2 の 2 条 1-8]	(略)	
(削除)			[則第 62 条の 2 の 2 条 1-9]	・フロン類放・フロン類放出禁止違反	3 点
法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-1 項-9]	(略)		[則第 62 条の 2 の 2 条 1-10]	(略)	
法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2-2 項]			[則第 62 条の 2 の 2 条-2 項]		
法大 92 条	(略)		法第 92 条	(略)	
～			～		
法第 100 条-2 項			法第 100 条-2 項		
注 1-1 ～注 1-2 (略)			注 1-1 ～注 1-2 (略)		

新					旧				
別表 2 指定自動車整備事業に係る違反点数					別表 2 指定自動車整備事業に係る違反点数				
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考	違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第 94 条 の 2 -1 項 ～ 〔指定規則 第 5 条 -4 項〕	(略)				法第 94 条 の 2 -1 項 ～ 〔指定規則 第 5 条 -4 項〕	(略)			
法第 94 条 の 5 -1 項	(略) (点検・整備・検査不適切)	⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した。	10 点／台	事故を惹起した場合は 30 点／台 注 2-1	法第 94 条 の 5 -1 項	(略) (点検・整備・検査不適切)	(略) (新設)		
	(略)	⑧OBD 検査を OBD 確認モードで実施し適合証を交付した	3 点				(新設)		
-4 項	検査員の不正証明行為				-4 項	(略) 検査員の不正証明行為	(略)		
(略)		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証に証明した	二	解任命令	(略)		(新設)		

新		旧	
法第 94 条 の 5 の 2 -1 項	(略) (点検・整備・検査不適切) ③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証を交付した。 ④OBD 検査を OBD 確認モードで実施し限定適合証を交付した	法第 94 条 の 5 の 2 -1 項	(略) (点検・整備・検査不適切) (新設)
-3 項	(略)	(略)	(略)
-3 項	(略) ・検査員の不正証明行為	-3 項	(略) ・検査員の不正証明行為
法第 94 条 の 6 -1 項 ～ 法第 100 条 -2 項	④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証に証明した 二 解任命令	法第 94 条 の 6 -1 項 ～ 法第 100 条 -2 項	(略) (新設)
注 2-1 ～ 注 2-6 (略)		注 2-1 ～ 注 2-6 (略)	

(11) 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について

国自整第 278 号の 2
令和 6 年 3 月 28 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

別添

国 自 整 第 278 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公 印 省 略)

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針につ
いて

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針

1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）並びに道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号。以下「事業規則」という。）並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に規定する事務規程（以下「審査事務規程」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第 78 条第 4 項に規定する自動車特定整備事業者、同法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者、同法第 95 条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項第 8 号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第 3 条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2) 「認証工場」とは、車両法第 78 条第 1 項の認証を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (3) 「指定工場」とは、車両法第 94 条の 2 第 1 項の指定を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (4) 「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (5) 「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設（検査用スキャンツールを備えるものに限る。）をいう。
- (6) 「OBD 検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する利用者管理システム、特定 DTC 照会アプリ及び OBD 検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7) 「OBD 検査用サーバー」とは、機構が車両法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (8) 「OBD 検査」とは、車両法第 74 条の 2 第 1 項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第 74 条の 3 第 1 項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第 3 項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第 94 条の 5 第 4 項に基づき自動車検査員が

行う検査において、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。

- (9)「OBD 確認」とは、OBD 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること（OBD 検査及び OBD 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。）

2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD 検査又は OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBD 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

3. 自動車特定整備事業者等の OBD 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBD 検査システムの利用は、OBD 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBD 検査及び OBD 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 確認を実施する場合

(2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を実施する場合

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 検査又は OBD 確認を実施する場合

- ※ 「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBD 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。

(1) 事業場登録について

3.(1)の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。

3.(2)の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。

3. (3) の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。

(2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能について

OBD 検査システムにおいて、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定 DTC 照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定 DTC 照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
① OBD 確認モード 認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 124 に定める基準に適合するかどうかを確認するための機能※ ¹	認証工場	工員
	振興会等施設	振興会等職員
	指定工場	工員又は自動車検査員
② OBD 検査モード 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、車両法第 94 条の 5 第 4 項の規定に基づき、細目告示別添 124 に定める基準に適合するかどうかを証明するための機能※ ²	指定工場	自動車検査員

※1 OBD 確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、自動車特定整備事業者は車両法第 91 条の 3 の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合に OBD 確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあつては OBD 検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBD 検査は、車両法第 94 条の 5 第 4 項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBD 検査モードを使用して実施しなければならないものとする。

(3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD 確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第 2 条第 1 項第 2 号りに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

(4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用ス

キャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5.（4）②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

（5）検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5.（4）②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用して OBD 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。なお、別紙は一例であり、電磁的方法による記録の保存・管理も可能とする。

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。
- （2）OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 267 号）」に定める方法により適切に管理すること。
- （3）OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。
- （4）認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

- ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。
 - ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
 - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。
- （５）振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
- ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
 - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- （１）OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。
- この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。
- （２）検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受ける場合には、審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の 5 日前までに OBD 検査又は OBD 確認が実施され、その結果が「適合」として機構の OBD 検査用サーバーに記録されている車両は、当該 OBD 検査又は OBD 確認の結果を参考に OBD 検査に係る基準適合性の判定が行われる。(機構等の職員が OBD 検査用サーバーに記録された OBD 検査又は OBD 確認の結果を参照することにより、機構等における OBD 検査の実施が省略される。)
- (2) OBD 検査又は OBD 確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自動車特定整備事業者等における OBD 検査又は OBD 確認の判定結果と機構等における OBD 検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等における基準適合性審査時に改めて OBD 検査（抜取検査）を実施することがある。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

貸出事業場名

借用設備の使用管理台帳

日付	時間	検査用スキヤンツ ールのメーカー・ 型式	検査車両の登録（車両） 番号又は車台番号	借用事業場名	OBD 確認 実施者名	管理責任者 の確認	備 考
R6.1.29	12:00	●●・△△	国土300こ1234	物流・自動車整備工場	■ ■ ■ ■	□ □ □ □	

記載例

(12) 法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・
一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて

国自安第 181 号

国自旅第 431 号

国自整第 282 号

令和 6 年 3 月 29 日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための
地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて

地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」（令和 5 年 12 月 20 日デジタル行財政改革会議決定）において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設するとされたところである。

これを踏まえ、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に係る道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号、以下「法」という。）第 78 条第 3 号の規定の許可に関しては、次のとおり取扱うものとする。

なお、本通達は、安全・安心を前提に、地域交通の「担い手」「移動の足」不足を解消することを目的としているため、これらの問題に対する自家用車活用事業の実施効果やタクシー事業者により講じられる安全確保策を定期的に確認しながら、適切な時期に見直しを行うこととする。

1. 許可申請手続

自家用車活用事業に係る許可申請手続は、同事業を実施しようとする法人タクシー事業者（以下「事業者」という。）が行うものとし、許可申請書は、別紙「様式 1」の申請書を管轄の運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）あてに提出するものとする。

2. 許可基準

上記 1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

（1）対象地域、時期及び時間帯並びに不足車両数

タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が指定していること。

(2) 資格要件

法第4条第1項に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

(3) 管理運営体制

①運行管理規程に、下記(ア)～(エ)の事項が記載されていること。

(ア) 事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用車の合計が5両以上の営業所において
は、当該合計車両数の40両ごとに1名以上の有資格の運行管理者が選任されていること。

(イ) 運行管理を担当する役員等が選任され、運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

(ウ) 点呼、指導監督及び研修が実施される体制が確立され、設備が備えられていること。

(エ) 事故防止についての教育及び指導体制が確立され、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号、以下「事故報告規則」という。)に準じて行う報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制が確立されていること。

②自家用車活用事業に係る運転者(以下「自家用車ドライバー」という。)に対し、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。)第36条第2項、第38条及び第39条に定められたものと同等の指導等を行う体制が確立されていること。

③整備管理規程に、自家用車活用事業に用いる自家用車の整備管理体制に関する事項が記載されていること。事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用車の合計が5両以上の営業所においては、原則として、常勤の有資格の整備管理者が選任されていること。

④輸送の安全上支障のないよう、自家用車ドライバーの他業での勤務時間を把握すること。

(4) 損害賠償能力

自家用車活用事業について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又は運行業務開始までに加入する具体的な計画があること。

3. 許可に付する条件

許可に当たっては、以下の条件を付するものとする。

(1) 使用する自家用車について

①事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内であること。通知する車両数は、許可地域ごとに2.(1)の車両数の範囲内であり、かつ、営業所の事業用自動車の車両数(許可対象地域の営業所の車両数が著しく少ないなど、地方運輸局長等が必要と認める場合についてはこの限りではない。)の範囲内とする。

②事業者は、契約関係にある自家用車ドライバーが自家用車活用事業の用に供する自家用車を登録し、同車両(以下、登録車両という。)に係る情報を適切に管理すること。なお、登録車両の数

に制限は設けない。

- ③自家用車活用事業の用に供する間、自家用車活用事業の用に供する車両である旨を自家用車の外部に見えやすく表示すること。また、事業者の名称を外部から把握できるよう措置を講ずること。
- ④自家用車は、乗車定員十人以下であること。

(2) 自家用車ドライバーについて

- ①第一種運転免許（初心運転者期間にあるものを除く。）又は第二種運転免許を保有し、自家用車活用事業に従事する日前2年間に於いて無事故（自動車の転覆、転落など、事故報告規則第2条に定める「事故」をいう。）であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
- ②事業者は、運輸規則第36条第2項の規定に基づき行うものと同様の研修（大臣認定講習を含む、ただし接遇等必要な研修科目の受講が必要）及び運輸規則第38条に基づき行うものと同様の指導監督を行うこと。
- ③事業者は、事業者の名称、自家用車ドライバーの氏名、運転免許証の有効期限及び作成年月日が記載された運転者証明（電磁的記録でも可）を自家用車ドライバーに対して発行し、携行させること。

(3) 運行管理及び車両整備管理

事業者は、関連通達（「自家用車活用事業における運行管理について」（国自安第182号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（国自整第283号））に基づき、運行管理及び車両の整備管理を行うこと。

(4) 運送形態・態様について

以下の形態・態様で実施されるものであること。

- ①利用者と事業者の間で運送契約が締結され、事業者が運送責任を負うものであること。
- ②運送の引受け時に発着地が確定している運送であること。
- ③運送の引受けに当たって、自家用車活用事業による運送サービスが提供されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ④運賃及び料金は、事業者の事前確定運賃制度に準ずること。
- ⑤運賃及び料金の支払い方法は、原則キャッシュレスによる方法であること。
- ⑥運送サービスの発地又は着地のいずれかが、事業者が許可を受けている営業区域内に存するものであること。ただし、地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を十分に確保することが困難であると認められる場合は、隣接する営業区域に営業所を有するタクシー事業者による運送サービスを認めることができる。

(5) 稼働状況の報告

事業者は、使用可能な自家用車の稼働状況について記録し、運輸支局からの求めに応じて報告すること。

(6) 許可の取り消し等許可に付する条件に違反した場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日通達 国自安第60号・国自旅第128号・国自整第54号）」に準じて許可の取り消し等を行うこととする。

4. 許可期間

許可期間は2年間とする。

5. その他

下記(1)～(3)に該当することとなった場合の許可の取扱いについては、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 事業者が法第38条第1項の規定に基づき、その事業の休止又は廃止の届出を行った場合
当該事由が発生した日に許可を取消す。

(2) 事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の許可の取消処分を受けた場合
当該処分の日に許可を取消す。

(3) 事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の停止処分を受けた場合
当該処分期間中は、自家用車活用事業に係る許可の効力を停止する。なお、停止中の期間は、許可期間に含まれるものとする。

令和6年3月29日

物流・自動車局旅客課

自家用車活用事業の制度を創設し、今後の方針を公表します。

国土交通省では、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）の取り扱いについて通達を発出いたします。

また、今後、配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域やその他の地域の算出方法について公表いたします。

昨年12月に決定された「デジタル行財政改革会議の中間とりまとめ」において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されました。今後、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（自家用車活用事業）を可能とする許可を行っていく予定です。

今般、パブリックコメントにおいていただいたご意見を反映し、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）を創設いたしました。

また、3月13日に4地域のタクシーが不足している地域・時期・時間帯と不足車両数を公表したところでありますが、今後、同様にアプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域を公表いたします。

さらにその他の地域につきましても、アプリのデータ等に基づかずに簡便な方法により不足車両数を算出することとしましたので、お知らせいたします。

なお、パブリックコメントにおいていただいた主なご意見と、それに対する国土交通省の考え方については、一週間以内を目処に国土交通省ホームページにて公表いたします。

<添付資料>

- ・（別添1）自家用車活用事業の進め方
- ・（別添2）4地域における曜日・時間帯ごとのマッチング率について
- ・（別添3）法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて
- ・（別添4）自家用車活用事業における運行管理について
- ・（別添5）自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、大山

電話：(03) 5253-8111（内線：41202、41243）

直通：(03) 5253-8569

(13) 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

国自整第283号
令和6年3月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3.（3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

（1）法人タクシー事業者は、自家用自動車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

①運行前点検（1日1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検）

・自動車点検基準別表第1

②中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

なお、年次点検を行った場合は、中間点検に代えることができる。

③年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）

・自動車点検基準別表第3の「12か月ごと項目」

④開始前点検（自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

・自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に実施すること

なお、自動車点検基準別表第6による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができる。

（2）（1）②の規定にかかわらず、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる。

（3）法人タクシー事業者は、自家用自動車について（1）の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録（点検整備記録簿の写し、電子データ等）を2年間保存すること。

2. 年次検査

- (1) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過する日までの間に、年次検査を行い、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合することを確認すること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
- (2) (1)において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車継続検査等に合格した場合には、年次検査を実施し、保安基準に適合することを確認したものとみなす。
- (3) 年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (4) 年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。
- (5) 法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を2年間保存すること。

別添 1. (2) が該当する自動車の中間点検項目

点検箇所		
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの利き具合
	リザーバ・タンク	液量
走行装置	ホイール	(※1) タイヤの状態
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷
	エア・サスペンション	エア漏れ
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
		作用
		液量
	トランスミッション及びトランスファ	(※1) 油漏れ及び油量
	デファレンシャル	(※1) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	(※1)(※2) 点火プラグの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態
原動機	本体	低速及び加速の状態
		排気の色
	潤滑装置	油漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷
		(※3) ガス容器及びガス容器付属品の損傷
車枠及び車体		緩み及び損傷

- ① (※1) 印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

令和6年3月29日
物流・自動車局
自動車整備課

ビッグモーターに対する行政処分等及び同種事案の再発防止について

ビッグモーターに対する行政処分等の結果及び同種事案の再発防止策をとりまとめました

1. ビッグモーターに対する行政処分等

国土交通省では、昨年7月以降、ビッグモーターの全国の130事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次、行政処分等を実施しました。^{※1}（結果は【別添1】参照）

また、一連の監査において、同社の本社に関して認められた問題は【別添2】のとおりです。

同社では、指摘された法令違反等を踏まえ改善対策が進められており、国土交通省では、今後その状況を継続的に確認します。

※1 各事業場に対する行政処分の詳細は、「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」で公表しています。
<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/cgi-bin/search.cgi?jigyoubunya=jidousyaseibi>

2. 同種事案の再発防止のための検討

(1) 車体整備の消費者に対する透明性確保策

有識者、関係団体、現場の自動車整備士の意見を聴きながら、業界の商慣行や先進的な取組事例を調査しつつ、車体整備の消費者に対する透明性確保策について検討を行いました。

その結果、顧客に対する作業内容の説明、作業の前後の画像の保存等を内容とする「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」【別添3】を取りまとめました。

(2) 自動車整備工場に対するより効果的な監査のあり方

ビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査のあり方について検討を行いました。

その結果、本社に起因する法令違反が確認された場合、関連する事業場に対して一括して監査を行うこと等を内容とする報告書^{※2}を取りまとめました。

※2 監査のノウハウに関する事項を含むため、内容は非公表とさせていただきます。

(3) 自動車検査員の働き方の実態調査

指定自動車整備工場において自動車の検査を行う「自動車検査員」の働き方の実態調査を行うとともに、自動車検査員が業務を適切に実施するための対策をとりまとめました。【別添4】

（問い合わせ先）
物流・自動車局自動車整備課
代表：03-5253-8111（内線 42424、42428）
直通：03-5253-8601

車体整備の消費者に対する 透明性確保に向けたガイドライン

令和6年3月

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課

1. 背景

令和5年7月、（株）ビッグモーターが設置した特別調査委員会の報告書が公表され、同社の板金・塗装工程を有する34の事業場において、不適切な保険金請求とともに、ゴルフボールを振り回して車体を叩くなどの損傷の作出や不要な作業・部品の交換の実施などの不適切な車体整備が行われていたことが明らかになった。国土交通省は、これら34の事業場に対する一斉の立入検査などを経て、これら全てにおいて法令違反を確認したことから、同年10月に行政処分を実施した。

車体整備については、以前より道路運送車両法令において自動車特定整備事業者に対する規制・制度が構築されるとともに、業界団体などにおいて適正化に向けた様々な取組みが行われてきた。例えば、道路運送車両法令は、整備内容や整備料金を明確化し、もって自動車ユーザーである消費者に対して誠意ある意思の疎通とサービスの提供を確保するため、自動車特定整備事業者が遵守すべき事項を規定している¹。また、専門知識を有する技術アジャスターは、自動車損害保険金の適正な支払のために必要に応じ立会調査を行うなどにより、不適切な請求等を未然に防止する役割を果たしている。他方、（株）ビッグモーターによる一連の事案は、上記法令違反の他、過去類を見ない規模で車体整備が著しく不適切に行われていた。このような事案が発生した背景の一つには、同社の板金・塗装工程における確認プロセスが不十分であり、事後的な検証体制が確保されていなかったことが挙げられる。

車体整備には様々な関係者が関わる場合があるものの、健全な車体整備サービスを求めている究極的な主体は、車体整備サービスの利益を享受することになる消費者（自動車ユーザー）である。この自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる。

以上より、車体整備における同種事案の再発を防止するとともに、車体整備事業の健全な発達とともに公共の福祉の増進を実現する法目的²に鑑み、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組み等について、「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」として示すものである。

¹ 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第3号

² 道路運送車両法第1条

2. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業について、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みをガイドラインとして示すものである。

本ガイドラインは、道路運送車両法を所管する国土交通省が指導・監督を行う際の指針の一つとすることで、車体整備事業の健全な発達とともに公共の福祉の増進を実現することを目的とするものである。また、本ガイドラインが社会に広く浸透することにより、自動車ユーザーである消費者において車体整備に対する理解の増進を図るものである。

3. 対象範囲

3.1. 対象者

自動車整備事業者のうち、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業を行う事業者（本ガイドラインにおいて、「車体整備事業者」という）を対象とする。

なお、本ガイドラインにおける「消費者」は、車体整備には様々な関係者が関わる場合があるものの、健全な車体整備サービスを求めている究極的な主体であり、車体整備サービスの利益を享受することになる自動車ユーザーを指すものとする。

3.2. 留意点

本ガイドラインは、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みを示すものであることから、車体整備事業者が本ガイドライン以外の取組みを実施することを妨げるものではない。

4. 車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組み

4.1. 概要

ここでは、事故車両をはじめとする車体の板金や塗装などの整備作業について、自動車ユーザーである消費者に対し車体整備の透明性を十分に確保するため、車体整備事業者において実施することが求められる取組みや実施することが望ましい取組みにつき、具体的な例を示す。

4.2. 実施することが求められる取組み

4.2. では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けて、車体整備事業者において実施することが求められる取組みについて示す。

(1) 車体整備作業に係る画像情報の記録・保存

板金・塗装などの車体整備作業について、入庫後から作業開始前・作業実施中・作業実施後のそれぞれにおいて必要な情報を画像で取得し、一定期間保存することは重要である。このため、車体整備事業者においては、各段階において、以下の画像情報を記録・保存することが求められる。

＜各段階において記録すべき画像情報＞

①入庫後から車体整備作業開始前

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行う予定の部位に係る情報

②作業実施中

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行っていることが分かる情報（例. バンパー取付けにより交換部品が見えなくなる場合における当該交換部品）
- ・車体整備に用いる部品・材料が分かる情報（例. 使用した塗料缶、新品・純正品であることを示すマーク）

③作業実施後

- ・車両を特定することができる情報（例. ナンバープレートを含めた画像）
- ・車体修理や部品交換等の車体整備を行った部位に係る情報

＜その他＞

- ・各段階で得た画像情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

- ・各段階で得た画像情報について、画像を取得した時刻を記録すること。
- ・撮影する画像は、ピントが合い明るく見やすいものであり、第三者により記録すべき情報を的確に理解できるものであること。
(例. 車体整備を行った部位や部品が認識可能な大きさとなっていること、画質が確保されていること)

(2) 車体整備作業の内容・方法に係る情報の記録・保存

板金・塗装などの車体整備作業について、車体整備作業開始前に予定している具体的な内容や方法や実際に行った具体的な内容や方法に係る情報を記録し、一定期間保存することが求められる。

＜各段階において記録すべき車体整備作業の内容・方法に係る情報＞

①作業開始前

- ・予定している具体的な作業内容・方法に係る情報（例. ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装）
- ・車体整備に用いる部品・材料等の情報（例. 交換予定部品の品名、使用予定塗料の品名）

②作業実施後

- ・実際に行った具体的な作業内容・方法に係る情報（例. ドアパネルの交換、エンジンフードの塗装）
- ・実際に用いた部品・材料等の情報（例. 交換した部品の品名、使用した塗料の品名）
- ・実際に行った具体的な作業内容・方法が予定しているものと異なる場合においては、その理由

＜その他＞

- ・上記情報を適切な媒体に記録すること。（例. 受付表、車体整備記録簿）
- ・当該情報の記録者又は車体整備作業の実施者を明らかにすること。
- ・各段階において記録した情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。なお、実施した車体整備が特定整備に該当する場合は、特定整備記録簿に記録の上、2年間保存すること。

(3) 車体整備の料金に係る情報の記録・保存

概算見積りや請求書等の車体整備作業の料金に係る情報を記録し、一定期間保存することが求められる。

＜各段階において記録すべき車体整備作業の料金に係る情報＞

①作業開始前

- ・ 予定している車体整備の内容及びその料金
- ・ 交換する部品名及びその料金
- ・ 使用する塗料の名称及びその料金
- ・ 以上をまとめた概算見積りの料金

②作業実施後

- ・ 実施した車体整備の内容及びその料金
- ・ 交換した部品名及びその料金
- ・ 使用した塗料の名称及びその料金

<その他>

- ・ 上記情報を適切な媒体に記録すること。（例．事前見積書、清算見積書、納品請求書）
- ・ 各段階において記録した情報について、必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

（４）車体整備に係る情報の関連付け

（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報について、対象となる車両ごとに関連付けをし、一定期間適切に保存することが求められる。

<保存方法（一例）>

- ・ （１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報の電磁的記録を同一のＰＣやクラウド等に保存する。
- ・ （１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報を関連付けるシステムを活用して電磁的に保存する。（例．業界団体が推奨する車体整備記録簿システム、民間企業が開発・販売するシステム）
- ・ 車体整備に併せて点検整備を実施する場合は、（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報の電磁的記録に加え、点検整備記録簿の電磁的記録を併せて保存する。

<その他>

- ・ 必要な際に事後的な検証が可能となるよう、一定の期間電磁的に保存すること。

（５）消費者等³への適切な説明と消費者等の了承

板金・塗装などの車体整備サービスの提供にあたっては、消費者等の要望を踏まえ、（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料

³ 「消費者等」とは、消費者（自動車ユーザー）の他、自動車損害保険金の支払いに関係する者を含めた者を指す。

金に係る情報等を活用して車体整備サービスに関し適切に説明するとともに、消費者等から書面などにて了承を得ることが求められる。

<各段階において説明すべき内容等>

①車体整備作業開始前（入庫前も含む）

- ・消費者が適切に入庫判断できるよう、車体整備事業者が提供できる車体整備サービスの内容やその標準料金等について説明すること。
- ・車体整備事業者が提供する車体整備サービスの内容（車体整備作業完了までに要する時間、車体整備が必要となる具体的箇所やその必要性、必要となる費用等）について、（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報等を活用して、消費者等に適切に説明すること。
- ・上記説明後、消費者等から、提供する車体整備サービスに関し書面などにて了承を得ること。

②車体整備作業実施中

- ・車体整備サービスの提供開始前に説明した内容・方法や概算見積りと実際が異なる場合においては、その理由について、消費者等に適切に説明し、了承を得ること。

③車体整備作業実施後

- ・車体整備事業者が提供した車体整備サービスの内容について、（１）の画像、（２）の内容・方法及び（３）の料金に係る情報等を活用して、消費者等に適切に説明すること。
- ・上記説明後、消費者等から、提供した車体整備サービスに関し書面などにて了承を得ること。

④車両引き渡し後

- ・提供した車体整備サービスに係る問い合わせなどについて、消費者等に対し、必要かつ適切な説明を行うこと。

<その他>

- ・各段階において記録した情報について、事後的な検証を可能とするに足りる期間において電磁的に保存すること。

4.3. 実施することが望ましい取組み

4.3. では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けて、車体整備事業者において実施することが望ましい取組みについて示す。

(1) 車体整備作業の見える化

板金・塗装などの車体整備作業を実施している際においても、透明性確保のため、車体整備作業の見える化に係る取組みを行うことが望ましい。

＜車体整備作業の見える化（一例）＞

- ・工場内のレイアウトの工夫し、車体整備作業の状況を目視で確認できるようにする。
- ・工場内にカメラを設置し、車体整備作業の状況を映像で確認できるようにする。

(2) 消費者に対する積極的な情報発信

自社の Web サイト、SNS 又は情報誌などを活用し、消費者の理解促進のため、提供する車体整備サービスに係る情報を積極的に発信することが望ましい。

＜積極的に発信する情報（一例）＞

- ・提供する車体整備サービスの内容
- ・提供する車体整備サービスに係る標準料金
- ・道路運送車両法に基づく認証（分解整備、電子制御装置整備）や優良認定（車体整備作業（一種又は二種）に係る情報
- ・業界団体が推奨する自主認定に係る情報（例、「先進安全自動車対応優良車体整備事業者」）
- ・道路運送車両法に基づく自動車整備士資格（一級・二級・三級自動車整備士、特殊整備士（自動車車体・電子制御装置整備士⁴等））の保有に係る情報

⁴ 令和4年5月に行った資格制度見直し前の「自動車車体整備士」

(15) 自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領の一部改訂について

国自審第123号の3
国自整第14号の3
令和6年4月19日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
審査・リコール課長

自動車整備課長

自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にか
かる取扱要領の一部改訂について

標記について、日本自動車輸入組合から、自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領について、別添の通り一部改訂があったので、本要領を在庫等した自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻の真正性確認の資料として活用されますよう、よろしくお願いします。

2024 年 4 月 11 日

国土交通省 物流・自動車局
審査・リコール課長 小磯 和子 殿
自動車整備課長 多田 善隆 殿

日本自動車輸入組合
参与技術部長 碓 孝浩

「自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領」
の一部改訂について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当組合の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領」の別紙 1（打刻のはね等の照会を受ける事業者の一覧表）の内容を一部改訂いたしました。

改訂の内容

- メルセデス・ベンツ日本株式会社の事業者名をメルセデス・ベンツ日本合同会社へ変更
- Stellantis ジャパン株式会社（車名：アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルト）の連絡先（電話番号）の変更
- Stellantis ジャパン株式会社（車名：プジョー、シトロエン、DS）の連絡先（E-mail）の変更
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社の連絡先（E-mail）の変更
- 自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の照会を受け付ける事業者として、ポラリス ジャパン株式会社（車名：インディアンモーターサイクル）を追加

つきましては、当該要領を業務の資料としてご活用いただきたく、関係者の皆様にご周知いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領

2017 年 12 月 13 日

日本自動車輸入組合

別紙 1 に記載する事業者が輸入する自動車であって 2018 年 1 月 1 日以降（二輪車等については 2019 年 10 月 1 日以降）に初度登録等されたものに関し、届出された打刻様式及び打刻字体に基づき打刻がなされているものの、車台番号または原動機の打刻の「書き出し」や「とめ」に「はね」がある又は打刻の整列状態、文字間隔、打刻の深さの不均衡（以下、「打刻のはね等」とする。）により、当該打刻の真正性について当該事業者への確認が必要と判断される場合、直接当該事業者へ照会することができます。

当組合は、国土交通省と協議のうえ、打刻のはね等について照会を行う場合の手続きを下記のとおり定めました。つきましては、下記を踏まえ、別紙 2 の様式を用いて照会を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、照会をお受けするのは、別紙 1 に記載する事業者が輸入する自動車及び当該自動車に搭載された原動機に限ります。別紙 1 に記載した車名の自動車であっても、他の事業者等が輸入する自動車については回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

また、別紙 1 に記載した連絡先は、打刻のはね等に関する照会のみにご利用いただけます。目的外の利用はご遠慮ください。

記

1. 照会者は、別紙 1 の事業者が取り扱う自動車及び当該自動車に搭載された原動機の打刻のはね等にかかる照会が必要と判断した場合、その旨別紙 1 の当該事業社の連絡先に連絡する。
2. 1.の連絡は、事前の電話連絡の後、別紙 2 「打刻のはね等にかかる照会」に必要事項をすべて記入したうえで、当該打刻の写真（打刻のはね等の状態が鮮明なもの）を添えて電子的な手段で行うこととする。
3. 照会を受けた事業者は、当該照会にかかる事項について可及的速やかに調査し、別紙 2 の回答欄に必要事項を記入した上で照会者に対しメールで回答する。

以上

別紙 1（打刻のはね等の照会を受ける事業者の一覧表）

四輪車

事業者名	取り扱いブランド（車名）	連絡先
Aston Martin Japan 合同会社	アストンマーティン	アフターセールス TEL：03-5797-7281 電話を受けた者が担当者をご案内します。
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW、BMW MINI	代表 TEL：03-3276-9000 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	キャデラック、シボレー	車両点検業務センター E-mail：admin1.vpc@gm.com 事前の電話連絡は不要です。
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	ジャガー、ランドローバー	お客様相談室 TEL：0120-922-772（ジャガー） TEL：0120-922-992（ランドローバー） E-mail：jlrjrcr@jaguarlandrover.com（共通）
メルセデス・ベンツ日本合同会社	メルセデス・ベンツ、スマート	日立新車整備センター完成検査チーム TEL：0294-91-8876 E-mail：Takahiko.Kurono@mercedes-benz.com Nobuto.Takita@mercedes-benz.com
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	BMW アルピナ	サービス本部エンジニアリング部 TEL: 044-541-3011 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ	お客様相談室（ポルシェカスタマーケアセンター） TEL：0120-846-911 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
ルノー・ジャポン株式会社	ルノー	サービス部認証グループ、PDI TEL：045-523-5475（サービス部） 046-812-4117（PDI） E-mail：dakoku@renault.jp
Stellantis ジャパン株式会社	アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルト	コールセンター TEL：0120-779-159（アルファ ロメオ） TEL：0120-300-813（クライスラー） TEL：0120-404-053（フィアット） TEL：0120-712-812（ジープ） TEL：0120-130-595（アバルト） E-mail：fcj_vpc@fiat.com

事業者名	取り扱いブランド（車名）	連絡先
Stellantis ジャパン株式会社	プジョー、シトロエン、DS	コールセンター TEL：0120-840-240（プジョー） TEL：0120-55-4106（シトロエン） TEL：0120-92-6813（DS） E-mail：pcjvin@stellantis.com
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	フォルクスワーゲン、ベントレー、アウディ、ランボルギーニ	完成検査部門 TEL：0532-44-2205 E-mail：vgj.tsc.ci@vgj.co.jp 事前の電話連絡は不要です。
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	プロダクトグループ・車輛認証チーム TEL：03-5404-8714、03-5404-8681 E-mail：homolo@volvocars.com

二輪車等

事業者名	取り扱いブランド（車名）	連絡先
BRP ジャパン株式会社	BRP	アフターセールス TEL：03-6471-4712 電話を受けた者が担当者をご案内します。
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW	代表 TEL：03-3276-9000 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
ドゥカティジャパン株式会社	ドゥカティ	カスタマーサービス TEL：0120-030-292 電話を受けた者が担当者をご案内します。
ハーレーダビッドソン ジャパン株式会社	ハーレーダビッドソン	お客様窓口 TEL：0800-080-8080 E-mail：HDJ-VIN@harley-davidson.com
キムコジャパン株式会社	KYMCO	アフターサービス課 TEL：03-6436-8472 電話を受けた者が担当者をご案内します。
トライアンフモーターサイクルズ株式会社	トライアンフ	アフターセールス TEL：03-6453-9817 電話を受けた者が担当者をご案内します。
ピアaggioグループジャパン株式会社	Vespa, Piaggio, aprilia, Moto Guzzi	アフターセールス TEL：03-6435-3687 電話を受けた者が担当者をご案内します。

事業者名	取り扱いブランド（車名）	連絡先
ポラリス ジャパン株式会社	インディアン モーターサイクル	サービス E-mail : polarisjapan@polaris.com 事前の電話連絡は不要です。

注 1) 以下の事業者は、車台番号の打刻のはね等だけではなく、原動機型式の打刻のはね等に関する照会も受け付けます。

- ビー・エム・ダブリュ株式会社
- ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本合同会社
- Stellantis ジャパン株式会社
 - ※アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルトに限る
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
- ボルボ・カー・ジャパン株式会社
- ドゥカティジャパン株式会社
- キムコジャパン株式会社
- BRP ジャパン株式会社
- ピアッジオグループジャパン株式会社
- ポラリス ジャパン株式会社

注 2) 本取扱要領に関する一般的なご質問は、日本自動車輸入組合技術部宛（03-5765-6828）二輪業務室宛（03-6435-1526）にお願いします。

別紙 2（照会・回答様式）

打刻のはね等にかかる照会

[照会欄（照会者が記入）]

下記の車両にかかる打刻について、貴社が輸入した車両及び/または原動機になされた打刻と相違ないか確認いたしたく、ご回答をお願いします。

照会者：●●（事業者名及び担当者名）		照会日：20xx 年 xx 月 xx 日
E-mail：		TEL：
車名		
型式（有型式車の場合）		
車台番号		
初度登録年（初度検査年）		
登録番号（車両番号）		
原動機型式		
原動機シリアルナンバー		
照会時の走行距離		
照会の背景		

※打刻の写真（打刻のはね等の状態が鮮明なもの）を添付します。

[回答欄（回答者が記入）]

回答者：●●（事業者名及び担当者名）		回答日：20xx 年 xx 月 xx 日
E-mail：		TEL：

(参考：自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会のフロー)

